

国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

在沖米軍米兵による「16歳未満の少女に対する誘拐性暴力事件」が2023年12月にあったことが、昨年6月の沖縄慰霊の日の後に報道で明らかにされたが、なぜ、沖縄の少女がこのような目に遭わなければならないのか。これまで幾度となく起きる事件、事故の度に問われてきた沖縄基地過重負担の問題と日米地位協定見直しをなおざりにし事件を防ぐことができなかった行政に責任がある。更に沖縄では米軍関係者の性暴力事件が2023年以降5件も発生していたことも後になって明らかにされたが、平時に米兵による性暴力事件が5件も起きていることは大問題である。性暴力は人格を否定し、人間の尊厳を破壊する犯罪であり、被害者の心に深い傷跡を残す。首相がすべての国民に、安心、安全を約束するのであればこのような事件から子供たちを守る責任がある。事件、事故の度に国は「綱紀粛正と再発防止」を言ってきたが、対策に実効性がなく一向に事態は改善されておらず、加害者の米軍、米兵に特権を与える理不尽な地位協定の実態があからさまとなっている。戦後79年経ても沖縄では基地があるが故に命が脅かされ、人権が蹂躪され続けている。

沖縄国際大学、米軍ヘリ墜落炎上事件から20年が経った。また、普天間緑ヶ丘保育園の屋根に空からヘリの部品が落ちてきた事件から7年が経過したが、今も危険な状況は改善されていない。不平等で理不尽な協定により日本の主権が侵害され、自然環境が破壊され、水が汚染され住民は危険と隣り合わせの不安な暮らしを強いられている。安全保障の問題が国の専管事項ならば、政府が率先して責任をもって地位協定の抜本的改定に乗り出す責務がある。国は沖縄の地方自治を尊重し、憲法に規定された国民の権利を守る義務がある。主権ある独立国として日本の法律や規則を米軍が遵守するよう日米地位協定を他国並みに対等な協定に改めるために地位協定の在り方から国会で議論するべきである。2004年7月16日に全国知事会が日米地位協定の抜本的見直しを決議しているが、20年経っても改定に向けた議論はなされていない。日米地位協定は国民の命に関わる重要な事柄である。国は今こそ抜本的改定に乗り出すべきであり、下記事項について要望する。

記

1 国会で早急に、日米地位協定の抜本的改定の議論を始めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年2月28日

山形県寒河江市議会
議長 柏 倉 信 一

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
外務大臣		
防衛大臣		
沖縄基地負担 軽減担当大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		